

はじめに



我が国では、平成 18 年に自殺対策基本法が制定され、「個人の問題」とされていた自殺が「社会の問題」と認識されるようになりました。国を挙げて自殺対策を推進した結果、平成 22 年以降自殺者数は減少傾向でありましたが、コロナ禍の影響等により令和 2 年度は増加に転じました。特に女性や小中高生の自殺が増加傾向にあり、更なる対策の強化が必要となっています。

この間、平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、地方自治体に自殺対策計画策定が義務付けられたことを受け、本市では平成 31 年に「多治見市いのち支える自殺対策計画」を策定し、自殺対策を推進してまいりました。

この度、第 1 次計画の終了に伴い、国の状況も踏まえた更なる自殺対策の推進のため「第 2 次多治見市いのち支える自殺対策計画」を策定いたしました。本計画では、「誰も孤立することのないまち」を目指し、市民、地域、各種団体、行政等が連携を強化することで生きることを支える地域づくりを推進します。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見・ご提案をいただきました多治見市健康づくり推進協議会の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係機関の皆様方に心から感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

多治見市長 高木 貴行